

大阪市告示第981号

大阪市立青少年センター条例（平成15年大阪市条例第20号。以下「条例」という。）第9条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和6年7月12日

大阪市長 横山英幸

1 担当課

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号

大阪市こども青少年局企画部青少年課（青少年企画グループ）

電話 06-6684-9441

2 施設の名称及び所在地

名称 大阪市立青少年センター

所在地 大阪市東淀川区東中島1丁目13番13号

3 業務の範囲

- (1) 施設の管理に関する業務
- (2) 施設、設備、備品等の維持保全業務
- (3) 施設運営及び施設貸館運営業務
- (4) 青少年健全育成事業に関する業務
- (5) その他の業務

4 管理の基準

(1) 休館日

ア 文化ゾーン（1階～8階）

- ・毎月第3水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合はその日後最初に到来する土

曜日、日曜日、休日以外の日。)

・年未年始（12月28日から翌年1月4日まで）

イ 宿泊ゾーン（9階～10階）

無休

(2) 開館時間

ア 文化ゾーン（1階～8階）

午前9時から午後10時まで

イ 宿泊ゾーン（9階～10階）

午後3時から翌日午前10時まで

(3) 休館日・開館時間の変更

設備の補修、点検もしくは整備、天災その他やむをえない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日又は開館時間を変更することができます。

5 指定を行おうとする期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

6 指定の申請をする法人等に必要な資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

(1) 法人等に関する要件

ア 条例第11条の規定に該当していないこと

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当していないこと

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと

オ 法人等の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条

例第10号) 第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。)

キ 直近の1事業年度において、法人税、本店所在地の法人市町村民税(東京都の場合は都民税)、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと

(2) 連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等(以下「代表法人等」という。)を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと

ウ 連合体の構成団体(代表法人等を含む。)間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと

エ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めません。

(3) 連合体の構成団体(代表法人等を含む。)に関する要件

ア 上記6(1)アからキまでの全ての要件を満たすこと

イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。

また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

7 指定の申請を受け付ける期間

令和6年9月9日(月)から令和6年9月13日(金)まで

8 指定の申請に必要な書類

(1) 申請しようとする法人等は、次表に掲げる書類を正1部、副9部(副は複写可)の計

10部提出してください。ただし、提案事業者名は正本1部のみ記載し、残り9部の副本には記載しないようにしてください。

- (2) 連合体で申請する場合、下記提出書類ウからサ、セからテ、ナについては、連合体の構成団体（代表法人等を含む。）それぞれの法人等に関するものを提出してください。
- (3) 必要書類が不備の場合、申請を受け付けいたしません。
- (4) 申請に要する経費については、申請者の負担とします。
- (5) 提出された書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。
- (6) 大阪市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 必要書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類

ウ 指定管理者指定申請に関する誓約書

エ 法人等の概要

オ 役員の名簿

カ 役員の履歴書

キ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ク 法人の登記事項証明書

ケ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し

コ 事業報告書

サ 法人等の事業計画書及び法人等の収支予算書

シ 大阪市立青少年センターの管理運営に関する事業計画書

ス 大阪市立青少年センターの管理運営に関する収支計画書及び収支計画明細

セ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

ソ 法人税等の申告書の写し

タ 本店所在地の法人市町村民税の納税証明書（東京都の場合は都民税）

チ 応募資格等を有していることが確認できる書類の写し

ツ 障がい者雇用状況報告書の写し

テ 障がい者雇い入れ計画書

ト 選定結果通知用封筒一式

ナ 法人等の印鑑証明書

9 欠格事項

条例第 11 条の規定に該当する法人等の指定申請は無効とする。

10 その他

(1) 指定手続において使用する言語 日本語

(2) 詳細は募集要項による。

(こども青少年局企画部青少年課)